

令和 7 年度第 2 回埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会議事録

野崎部会長 これから令和 7 年度第 2 回埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 ただいま公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者はありません。

野崎部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は安藤委員にお願いしたいと思います。

では配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 本日の資料でございますが、資料 1 として、特定最低賃金の審議について（ガイドライン）でございます。こちらについては令和 4 年 3 月 4 日に埼玉地方最低賃金審議会、いわゆる本審の方で申し合わせられました特定最低賃金の審議についてのガイドラインになります。資料は以上でございます。

野崎部会長 ではこの自動車小売の同種の特定最低賃金の他局の答申状況について分かっているれば、事務局から教えてください。

専門監督官 自動車小売に関係する特定最低賃金について、他局の情報は入っておりません。

野崎部会長 それでは埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定の審議に入ります。終了時刻につきましては十分な審議を行っていくことは当然であります。12 時終了目途に円滑な審議に格段のご協力をお願いします。協議形式は例年全体協議からスタートして、調整が必要となったら適宜休会という進め方をしておりますが、今年も例年通りの進め方でよろしいでしょうか。

（異議なし、の声あり）

野崎部会長

ありがとうございます。それでは全体協議会を始めます。審議に臨む方針については、第1回専門部会で労使双方から書面が提出されて、それをまとめたものも関係しています。その内容について改めて確認するとともに、合同専門部会に提出された相手方の検討を踏まえて決定した結果などもあれば、併せてお聞かせいただきたいと思います。では初めに労側委員からお願いいたします。

迫委員

まず取り巻く環境についてですが、2025年の5月の消費者物価指数でいきますと、基礎的支出項目5.9%上昇しています。

次に2.の販売状況を共有したいと思います。まず、2024年度の全国新車登録の台数は前年比1.0%増となっております。

また、今年に入って1月から6月までの全国新車登録は前年比10.2%増加しています。

中古車の方の全国では2024年度は前年比2.8%、今年の1月から6月は前年比で1.2%、全国で減少しています。ただ埼玉については、まず新車で2024年度についてはマイナス5.5%、ただし今年の1月から7月までで前年比3.3%増となっております。中古車の方ですと2024年で前年比は5.9%。今年の1月から6月で前年比2.3%ということで増加傾向というところになってございます。

基本的な考え方は4つございます。

その中の2ページ目(3)のところをご説明したいと思います。自動車小売は県内における主要産業の一つであり、産業構造は大手企業から中小・零細まで裾野の広い構造となっており、埼玉県経済においても最も重要な役割を担っています。

具体的な主張のところにいきます。

(1)では、人材確保の観点においても特定最低賃金の意義と必要性は高いです。

埼玉県近郊の地域別最低賃金額も考慮した上で水準改善を行い産業の魅力と持続可能性を高めることが必要です。

(2)としまして、特定最低賃金は組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する労働協約適用の拡張適用の考え方があるということで、今回昨年度比プラス80円。企業内最低賃金額は1169円となっております。

(3)としまして、消費者物価指数ですが、特定最低賃金の近傍で

働く人にとっても生活が影響することがあり、特定最低賃金の金額審議においても考慮すべきであると考えております。

加えて、産業の優位性を保つためには地域別最低賃金での引上げ金額以上が必要であることを主張させていただきます。

金額については口頭になりますが、2025年の自動車工業最低の協定額が1169円となっておりまして、昨年度の最低賃金が1089円といったところから、2024年度より25年度の方が約80円アップしています。アップ率でいくと6.84%になります。そちらの引上げ率をとりまして今回74円アップでトータルで1163円をお願いしたいと考えてございます。労働者側は以上です。

野崎部会長

では続いて使用者側お願いします。

安藤委員

使用者側の方からご説明をさせていただきます。まず先日第1回目にお示しをさせていただいた方針というところを概要として説明させていただきます。

ご覧のような形で申し合わせというのがありますので、それに則って、企業内最低賃金にかかる協約金額の増加等の賃上げの状況、それから地賃の引上げ額、鉱工業生産指数などの理論値というのを目安にするということでもあります。

こちらの方は特に私どもとしては③の実際の理論値というようなものを重視していきたいというふうに考えておりまして、その後で方針としてスタンスを書かせていただきますけれども、今年度の地方最低賃金が63円という大幅な引上げになったということ、それから米国関税措置についても、これからの売上等を考えてきた場合には慎重に考えざるを得ない。15%に下がったと言われておりますけれども、実質的にはもともと2.5%だったわけですので、6倍に跳ね上がっているということから、なかなか楽観視できないというふうに認識をしております。

そのような中で、口頭で恐縮ですけれども私どもの方で見ている数字の話をさせていただきたいと思います。

令和4年3月4日の「特定最低賃金の審議について(ガイドライン)」の申合せの2に「特賃額改定の目安」と明記されています。

これに沿って、まず①の「労働者の賃上げ状況」につきましては、まず全般としていわゆる厚労省の令和7年民間主要企業春季賃上要求妥結状況の卸小売の賃上げ率が4.70%になっていること。

それから連合さんの春季生活闘争第7回の最終回答集計で商業流通の300人未満のアップ率は3.65%になっていること。

それから日本経団連の2025年の春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果の商業のアップ率は4.53%となっております。

それから令和7年度の最低賃金に係る基礎調査結果の方で自動車小売につきまして、中位数の対前年増減率は、昨年度の数字が1679円で今年度の数字が1696円ということで割り算いたしますと1.0%でした。

それから令和7年賃金改定状況調査の第4表①の男女計のAランクですけれども、卸売業と小売業ですね、賃金上昇率2.8%という数字があります。

それから②の「地賃の引上げ額」というところでいきますと地賃の引上げ額ですけれども、ご案内のように、昨年度は1078円が今年は1141円ということで率にしますと5.8%というものが一つの目安になります。

それから③の「鉱工業生産指数等による理論値」ですけれども、こちら直近の方を使いたいということもあって、令和7年1月から7月の県内新車登録台数累計の対前年が6.5%のプラス、県内中古車登録台数累計の対前年ではプラスの0.3%ということになります。

その新車と中古車の方の加重平均をとりますと、これ台数ベースでいきますけれども、前年が23万7274台、それが今年は24万6417台になっていまして、伸び率としてはプラスの3.8%という数字になります。

それから次はかなり全般的な話になってしまいますけれども、埼玉県四半期経営動向調査景況感D1の機械機具小売のデータを見ますと、今年の4月から6月期が45.2マイナス、それから7月から9月の見通しはマイナスの19.4ということで、かなり厳しい状況にあるということがあります。

そういった中で、特に中小零細の販売店については非常に厳しい状況にありますし、先行き不透明感も強いという状況にあります。

今回の特賃の他の業種についても、いわゆる適用される労働者数と労働協約の方で合意労働者数というものを見比べてみますと、いわゆる自動車販売については33.3%がいわゆる組合さんに入ってそこで協約を結んでいるというところになります。

他の特賃の業種、例えば、光学レンズ・時計製造なんかですと83.4%カバーしているというような状況があって、かなりやっぱり自動

車販売については中小のいわゆる組合さんのないといいますか、協約まで結べていないようなところも多数あると、それだけ中小の販売店の多くが経営が苦しい状況としてございます。

そういった中で私どもといたしましては金額としましては、先ほど申し上げました県内の自動車登録台数の対前年比を重視いたしまして、先ほど申し上げました合計で前年が23万7274台、それが今年は24万6417台というふうになりますので、プラスの3.8%ということになります。

したがって現行の1089円に3.8%掛け算をしますと41円ということで、新しい最低賃金としては1130円ということが適当ではないか、というふうに現段階で考えております。

野崎部会長 労側が74円、使側が41円ということで33円の金額の差が今のご主張でありますので、先ほど申し上げたように、この審議は休止にしまして、休会中に別の控え室があるのですか。

専門監督官 はい、ございます。

野崎部会長 歩み寄りのためのご検討を両者ともいただいて、それと並行して労働者側員、使用者側員の両者と個別に私たち公益委員の協議を行いたいと思います。

取りまとめに向けて歩み寄りのご協力をそのような形でお願いします。

では労側残っていただいて使側の方控えご案内していただいて一度退室いただきます。

(休会)

野崎部会長 では全体協議を再開します。

労使各委員におかれましては円滑な協議にご協力いただき感謝申し上げます。

公労使の個別協議の内容をまとめますと、労働者側としましては第1回に送付されたペーパー等にプラスされて金額的には74円のアップが妥当であると。

その後、使側からの協議も踏まえて、改めてやはりバックオーダーがあるので販売台数とか登録台数の伸び率がそのままではなくて、バ

ックオーダーを考えるとそれ以上の伸び率があるのではないかと。

あとはやはり最低賃金を上げることが、あるいは大幅に上げることが労働者の確保につながり、若干個別的であれば、高齢者や女性や外国人にとって最低賃金を上げて自動車小売が魅力ある業種とすることがやはり人材不足の現在人材の確保にもよりつながるのではないかと。というようなご主張をいただき、こちらでまとめられるのであれば74円のご主張を70円まで現時点で譲歩のお考えがあるというお考えをお聞かせいただきました。

それに対して使側としましてはこれも第1回の全体会議であった資料をもとに個別的にご主張をしていただいて各種データや販売台数や登録台数のパーセンテージ等も加味して、最初の時点では41円のアップが妥当であるというご主張があって、その後労側のご主張をご説明した上で改めての金額としては45円。

ただそれがいわゆる地賃の最低賃金が下回るということであれば53円プラスの1142円までのアップはそれは飲めなくはないというか、そういう規定ないしはそういう地賃の金額との特定最賃の特殊性を考えれば53円のアプローチはということで、現時点では労側が70円、使側が53円という形になっています。

今の私の取りまとめといいますか、まとめについてまず労側の方から補足した説明があればお願いします。

迫委員

やはり産業の魅力付けでいくと、人を採るためには今も昔も変わらないと思いますが、給与は重要な部分だと思っておりますので、より今、人材確保が難しい状況になっておりますので、ここで大幅に上げて魅力づけにつなげていきたいと思っております。

また、特定最賃近傍のところで働いている人たちの生活維持、そして、金額を大幅にあげることで離職率も下げられると思えますし、外国人労働者の方たちの継続的な雇用もできるのかな、と思っております。

野崎部会長

使用者側から補足の説明をお願いいたします。

安藤委員

先ほどお話しいただいたので、ご要望になるのですけれども、私どもとしては地賃の方を下回るということを意識しまして、53円というところまではやむを得ないという形であります。

本来的にはせめて45円までというところではありますけれども、

この特賃の性質というものを踏まえて、53円までは何とか経営努力をしていこうというふうな形であります。

先ほども申し上げましたように、やはり大手ディーラーさんと私も販売事業者とでは規模が違ひまして、それこそ10人とか10人以下でやっているような会社も多数あります。

そういった中での金額でありますので、非常にデリケートなところもあるということをご理解いただきたいと思いますし、また現場といますか、より身近な声をお二人からもお話をいただければなと思っております。以上です。

野崎部会長

今おまとめさせていただいたように、労使間に意見の隔たりがありますので次回に持ち越すということに。

品田委員

今ありましたように我々の組合、埼玉県内に640数社ございまして、基本的にはオークションの車の市場であつたりとか、その会員さんを取りまとめて通常の公売、共同公売であつたり、まとめて販売した部分のクレジットとかつていうのを扱っております。

販売の部分でのクレジットの部分について申し上げますと、全てが全部クレジットというわけじゃないんですけれども、今年度1クォーターを見ていますと、前年比で大体マイナス1ポイント、2ポイントの推移だったんですが、7月度においてはマイナス8ポイントということで全量じゃないにしても、クレジットの部分に関してはかなり落ちてきている部分があつて、ちょっとまだまだ販売が回復しているというのは、肌感覚として考えづらい部分があるのが今の現状です。

あとオークションの方の各メーカーさんもオークション市場をお持ちかと思いますが、我々そこに加盟できないような中小零細のところが多いので、そういうところにおきましても最近では日本の方じゃなくて外国の方がやっぱりシェア5割ぐらいで為替の関係もあつて結構車を持っていっちゃうケースが多いんです。

そうすると良質な中古車が国内の市場に回らないというのもあつて、なかなか商売の方でも厳しい部分があると。

確におっしゃられるようにバックオーダーが抱えられてあるので、そこが販売が順調にいくと当然中古の方もこちらの市場の方にも出回ってきて潤ってくるかと思うんですけれども、まだまだそこまでには至っていないのが現状なので、昨年度の部分を踏まえた形で話し合いの結果、今年度の金額という形をご案内させていただいたというところ

ろでございます。私の方からは以上です。

細井委員

私の会社の周りは半分田んぼで田舎といえば田舎、こういう都市とはまた違うところですから、なかなか販売も難しい。

人口も4万4千くらいのところなのですが、一生懸命頑張っているんですけど、確かにいい品物が今ないと。

仕入れも大変だし、また新車も販売はしているのですが、納車の時期も3か月4か月、多いのは1年くらいかかるので、たくさんありまして、回転が遅いんです。なかなか今のところまだ大変ですけども、それでも、とにかく頑張らなくちゃいけないということで、いろいろ頑張ってはいるんです。

賃上げの関係もお互いにもらう方は多い方がいいし、払う方は少ない方がいいし、当たり前のことなんですけど、できるだけ折り合いを決着をつけた方がいいなと私は思っております。

野崎部会長

名刺交換させていただいておりましたが、行田でしたか。会社はどちらでしたか。

細井委員

杉戸です。埼玉県のもう少し行くと千葉県とか茨城県とかの方が近い方なんです。

野崎部会長

安藤委員から補足の説明はありますか。

安藤委員

ありません。

野崎部会長

労使間で意見の隔たりがありますので、残念ながら今日の決定はできませんので、次回に持ち越すことといたしたいと思います。

次回は今月の25日木曜の午前9時30分からの予定になります。

当然のことですが、できればこの専門部会で全会一致で決めるのが妥当だし、そうしていただきたいと個人的にも思いますので、ぜひ金額やご主張については、この1週間で改めてまとめていただいて、金額についてもぜひご譲歩をお考えいただいた上で、次回の25日に出席していただきたいと思いますと思っております。

事務局から何かご連絡ありますか。

賃金室長

特にございません。

野崎部会長

それでは、以上をもちまして、第2回埼玉県自動車小売業最低賃金
専門部会を閉会します。お疲れ様でした。